

松井家文書三題

—元龜年間の山城西岡と細川藤孝—

仁木 宏

近世、肥後熊本細川藩の筆頭家老であった松井家は、一方で同国八代（熊本県八代市）城主として領内の経営にあたるなど、独自の地位と格式を有していた。同家はまた、江戸時代の文書や『松井家譜』などの編纂史料の他、中世古文書の写など、多数の貴重な史料を伝来している。こうした古文書群の中には、従来、知られていなかったものもふくまれており、貴重な歴史的事実を伝えている。

本稿では、これらのうち、松井家の主家である細川家が、近世大名として出発する時期にあたる元龜年間の古文書三通を取り上げ、当時、細川家の所領であった山城西岡地域（京都市西京区・向日市・長岡京市）の動向ともからめて考察を加えてゆきたい。

史料1 細川藤孝書状写

今日、致出京可申上覚悟候処、從夜前相煩腹中、平臥式候間致養生候、可然様ニ可預御執成候、

一 堺辺之儀如何申候哉、御行等被得 上意可蒙仰候、可致其覚悟候、八幡へ商人来申候者、明石・阿州衆罷越

由申候、諸事無御油断可被仰付候、

一 西岡之牢人共丹州へ相集在之事候、種々致調略趣慥承候、物集女城可破之由度々被仰出候へ共、于今同篇ニ候、さりとてハ無勿体儀候、堅被加上意、可然存候、承子細遣問如此申候、

一 和州へ遣候飛脚唯今罷歸候、松山返札即懸御目候、可然様可預御意得候、猶此者可申候間不能詳候、恐々謹言、

七月廿一日

(細川)
藤孝判

(切封)

(細川兵部大輔)
細兵

(曾我兵衛頭助乘)

曾兵

藤孝

御宿所^②

この文書は史料3と重ね、紙縫^{こより}で綴じて保管されていたらしい^③。紙縫の付札には「^(細川藤孝)幽斎様御書□/外ニ御連名之□」^④とある。史料1・史料3ともに、『綿考輯録^⑤』にも収載されていない新出史料である。

宛先の曾我助乗は將軍足利義昭の側近で、元龜四年(一五七三)の真木嶋城落城(七月十八日)以降、義昭に

従って西下した⁵。それゆえ本文書は、藤孝が義昭とともに上落した永禄十一年（一五六八）（上落は九月）の翌年である永禄十二年から元龜三年の間に比定しうる。さらに、本文第三条によると、大和国の「松山」、すなわち松永山城守久秀が藤孝に返書を届けているが、久秀は元龜二年五月以降、三好三人衆方（反義昭・信長方）に寝返る⁶。すなわち本文書はそれ以前のものということになり、永禄十二年か元龜元年に限られるのである。

永禄十二年の七月前後、京・畿内は比較的平穏な情勢にあった。しかし、元龜元年なら六月、大和では久秀が十市城・福住城・郡山城などを次々に攻めている⁷。

一方、第一条にみえる堺は永禄十二年二月、信長方に降伏していたが、旧来から強かった三好氏の影響力がただちに消滅したとは考えにくく、阿波国に本拠をおく三人衆方の者が出入りしていたのであろう。この頃、堺南庄を「存知」していた安宅信康は三好一族の名門であり、淡路国人衆に支えられていたという⁸。元龜元年七月、摂津への進出をはかる三人衆はまず淡路上陸しており、信康も三人衆方へ加わってゆく⁹。第一条は、こうした信康の寝返りが露顕していたことを示す記事といえるだろう。

以上の分析から、史料1は元龜元年のものと推定される。

前年の永禄十二年正月、京都本國寺・桂川の合戦で敗退した三人衆は阿波に帰って捲土重来を期し、この年七月、摂津に上陸して野田・福島城（大阪市）に籠る。今回の三人衆方の反攻計画は周到なもので、史料2でみるように、朝倉・浅井連合軍の近江方面からの京都進攻と密接に連係をとっていた。また三人衆の進出に備えて松永久秀が七月二十六日、河内に出撃すると、そのすきをつけて翌二十七日、筒井順慶軍（反義昭・信長方）が十市城へ入城した¹⁰。久秀を牽制するこのすばやい軍事行動も当初より予定されたものであったのだろう。

さらに大坂石山本願寺は、九月十二日、反義昭・信長の挙兵を行うが、それに先立つ同月二日以降、諸国の門

徒に本願寺への忠節を命じ¹¹⁾、十日には浅井長政らに款を通ずるなど、事前に一定の準備を整えていたことがわかっている。三人衆が拠る野田・福島城近辺に義昭・信長の本隊をおびき出し（八月下旬）、さらに本願寺・一向一揆が加わって義昭・信長軍を摂津に釘づけにしておいた上で、近江側から朝倉・浅井が京都に進出して義昭・信長らを挟撃する、というのが最初から描かれていたシナリオであつたらしい。

万一、三人衆や本願寺の戦略が如上のようなものであつたならば、本願寺の突然の攻勢に「仰天」したという義昭・信長方は、当初より畿内の情勢判断に甘さがあつたといわねばなるまい。たしかに細川藤孝は史料1において、堺や大和などにおける不穏な動静に注意を払っている。しかし、三好三人衆が「摂州方々」に大挙上陸してきたのは、腹痛で「養生」している藤孝が西岡の勝龍寺城（長岡京市）でこの書状を認めて¹²⁾いるまさにその時、七月二十一日なのであつたから¹³⁾。

ところで、史料1の第二条では、「西岡之牢人共」が丹波で集結していることを伝えている。ここでいう「牢人共」とは、反義昭・信長方となつて在地を離れている西岡国人衆をさす。

永禄十一年九月の義昭・信長上洛時に西岡の国人衆がどのような態度を示したかについて確かな史料はない。だが、同月二十六日から二十九日にかけて信長軍の猛攻に耐えた勝龍寺城（城主は三好三人衆の一人、石成友通）には、多くの国人衆が籠城していたものと推定される。信長方によって西岡の村々の大半は劫略され、和議によって勝龍寺城を退城した国人衆は他郷・他国へ没落していったのであろう¹⁴⁾。そうした国人衆の一部が丹波に集まり、再起の時をうかがっていたのである。

もちろん、西岡国人衆のすべてがこの時「牢人」していたわけではない。たとえば、革嶋一宣は三人衆の台頭と共に在地を離脱して丹後国に逼塞し、本拠地の革嶋庄は近隣の鶏冠井氏に押領されていた。しかし、義昭・信

長上洛を機に山城国に帰り、「隠レ居タル」鶏冠井某を「尋求」めて誅殺し、信長によって革嶋庄支配を安堵されているのである。^⑥ 国人衆の中にも、三好政権や三人衆と結びついて勢力を伸ばしたグループと、反三好方となつてこの間、没落していたグループがあり、義昭・信長の上洛によってそのバランスが逆転したものと想像される。

さて、丹波に集結していた「牢人共」に対して、義昭は「調略」を行い、味方につけようと画策している。本来、西岡国人衆の多くは將軍の「御被官人」であり、直轄軍を強化したい義昭としては是非とも「牢人」中の国人衆も幕下に加えたかったのであろう。だが一方、勝龍寺城で日々、西岡支配に腐心している細川藤孝には、こうした義昭の姿勢は生ぬるいものに映ったにちがいない。特に、天龍寺領物集女庄（向日市）を中心に勢威をふるう物集女氏の「物集女城」については、藤孝が破城をせまったのに対し、義昭は一日延ばしにしていたらしい。

丹波の「牢人共」のこの後の動向は不明である。しかし、義昭・信長方が南北挟撃にあつて窮地に陥っていた同年九月二十五日、丹波から嵯峨付近（京都市右京区）へ「出張」してきた「敵三百計」^⑦の内に、西岡の「牢人共」がふくまれていたなら、義昭の懐柔策はやはり失敗であつたことになるろう。

とはいえ、元龜四年の幕府滅亡までには、物集女氏をはじめ多くの国人衆は西岡に還住していたらしい。そして天正三年（一五七五）九月、勝龍寺城下に誘い出された物集女宗入は、松井康之ら藤孝の家臣によって暗殺され、物集女氏は滅ぼされた。こうして藤孝は数年来の宿意を遂げることになるのである。

現在も物集女氏の城館跡は向日市物集女町の一画に古態をとどめているが、管見の限り、同時代史料の中で「物集女城」の記載を有するのは本文書だけである。

史料2 和田惟政書状写

昨日兩度之御状披見申候、不及承、明日可相働与存、京都御人数も不残可被仰付旨、今朝未明ニ申上候、信長へも以兩使申候、一揆共ニも出候へと申触候、(二色式部少輔藤長)一式少其外京都御衆と御談合候て、同前ニ自晚景御牧陣取候、嶋之辺へ御働候て、人数不入様ニ御調儀肝要候、将又橋寺分之儀京都へ申上候、其元所務遅々候ても不苦候儀候へ共、彼嶋取堅、普賢寺と拘候てハ、其をつたひニ南方衆必定京都へ可被罷上候、左様候へ者一大事之始末候間、御牧□彼嶋□ハ是非共可打果御調儀肝要候、此表境目所務申付候条、可御心安候、一式少へ御返事可申候へ共、無相替儀、速明日可罷上候間、以面可申候旨御心得候て可給候、恐々謹言、

(元龜元年)
十月廿一日

(和田)
惟政

(貼紙)
「和田伊賀
伊勢国司」

(貼紙)
「永祿十二年」
(切封)

(和田伊賀守)
和伊

(三浦大和守藤英カ)
ミワ院
御返報

惟政

字体よりみて近世中期以降の写と考えられるが、折紙の折り方、字配りなど、原本の形態をかなり忠実に復元

しているらしい。『綿考輯録』の元龜元年条にも収録されているが字の異同が多い。この『松井家文書』の写の方が旧状をとどめていると推定できよう。

元龜元年（一五七〇）九月、野田・福島両城に籠る三好三人衆方を包圍攻撃していた足利義昭・織田信長の軍は、大坂石山本願寺・一向一揆の側面攻撃をうけ、苦戦をしいられることになった（以下、付表参照）。さらに近江方面から朝倉・浅井連合軍が京都をうかがいはじめたため、同月二十三日、義昭・信長らは摂津から京都へ退却を余儀なくされた。義昭・信長方の後を追うようにして十月中旬、三人衆方は河内から南山城に侵入し、普賢寺（綴喜郡田辺町）から宇治（宇治市）にまで展開し、御牧城に進駐した。こうした義昭・信長政権存亡の危機に直面して史料2が出された。宛先の「ミワ院」が三淵藤英だとすれば、將軍義昭の側近である。

当時、和田惟政は、いわゆる「摂津三守護」の一人として高槻城（高槻市）を本拠としていたが、三人衆方を迎え討つため山城国内の前線（淀城付近カ）に出陣していたものと推定される。惟政は、「南方衆」（＝三人衆方）が普賢寺を確保した上、御牧城や「嶋」などを橋頭堡としてかためることに成功すれば、京都があやうくなると警戒している。実際、前年（永祿十二年）正月には、三人衆方の電撃的な進軍によって京都本国寺の將軍御所が落城寸前にまで追いこまれたが、この時も三人衆方は、北河内から南山城に入り、伏見方面から洛中に迫るルートをとったようである。惟政にはこの時の記憶がよみがえったのであろう。

なお文中、「御牧」とは別に「嶋之辺」・「彼嶋」などが出てくるが、この「嶋」は真木嶋（槇島、宇治市）をさすと思われる。また、「橋寺分之儀」についての「境目所務」（＝境界相論）を「京都」（＝義昭・信長）へ提起するよう、「ミワ院」が惟政に要求している。橋寺往生院は宇治郷の中心寺院の一つであった。「ミワ院」は何らかの権益を「橋寺分」にもっていたため惟政に善処方を依頼したのだろうが、このような政権存亡の「一

大事」の時に、「遅々候ても不苦候」はずの「所務」の解決を訴えてくる「ミワ院」に対する惟政の怒気が伝わってくる。

ところで惟政は御牧・「嶋」攻略にあたって、一色藤長（義昭側近）らと「御談合」の上、「京都御人数」も出陣するよう手はずをととのえている。また信長（近江で朝倉方と対陣中）へも明日の総攻撃の予定を連絡して、援軍の派遣を要請したらしい。実際、翌日には「奉公衆、尾張衆、木下藤吉郎」が御牧攻略に出撃している。

ここで注目したいのは、史料中、「京都御人数」（＝奉公衆）、「信長」（＝尾張衆）への出陣依頼を示した直後、「一揆共ニも出候へと申触候」という部分である。

『綿考輯録』はこの史料の綱文として、「高槻之城主和田伊賀守將軍家昵近の衆申談、一揆共の楯籠御牧の些に可働との儀三和院まで申贈る書」と記す。しかし、御牧に籠城していた主力は三人衆方と考えられ、「一揆共」（一向一揆のつもりか）とは異なる。「一揆共ニも出候へと申触候」という文章は、素直に読めば「一揆共」にも出陣するよう命令した、との意にとれる。ではこの時、御牧攻めの加勢を期待された「一揆共」とはいかなる勢力であったのだろうか。

付表にみえるように、当時、京都とその近郊では徳政一揆が活発に活動していた。幕府が九月二十三日に徳政令を發布すると、翌二十四日に一揆がおこり、さらに十月の四日から十九日にかけて、連日のように一揆の活動がしられる。

中村吉治氏は、九月二十三日に幕府徳政令が出たにもかかわらず、その後、一揆が活動を強めているのは、「徳政発令後に実施上のことなどから改めて一揆の蜂起」がなされたものであり、記録されていないものの、二十三日以前にすでに一揆蜂起があったと想定している。しかし、九月二十三日は、摂津から義昭・信長が帰洛した

まさにその日にあたっており、翌二十四日、確認される限り最初の一揆がおこっていることの意味はもう少し慎重に検討する必要がある²⁸。

九月二十四日から十月十九日までの一揆の活動の舞台は、十月七日の下京の例を除き、「東辺」、「東之山下」、「東山辺」であった。ここで「東之山下」などと表現されている場所は、十月十一日の事例から北白川・一乗寺方面（比叡山西麓、京都市左京区）であったと推定²⁹される。また一揆の主力は、十月四日・十一日にみえるように「西岡方々一揆」であったと思われるが、では、何故、西岡の一揆がわざわざ京都の反対側まで行って、鯨波³⁰の声をあげねばならなかったのであろうか。

付表からわかるように当時、朝倉・浅井などの連合軍は、白鳥越の途中に位置する青山・壺笠山両城に籠り、北白川方面から京中に侵入する機会を狙っていた。対する義昭・信長方も勝軍地蔵山城（北白川）や八瀬（一乗寺の北）に布陣していた。こうしてにらみ合う両軍のただ中、義昭・信長方の防衛ラインの位置で西岡一揆は氣勢を上げていたことになる。一揆が朝倉方に呼応して義昭・信長方を牽制していると理解できないことはない。しかし明白な敵対行為であるなら義昭・信長方が一揆の自由な行動を許すはずもなからう。義昭・信長方と一揆勢との戦闘を示す記録はない。

ここで私たちは、永祿五年（一五六二）の徳政令発布の事情を思いおこさねばならない。これは現在しられる限り、元龜元年以前で、しかも元龜元年にもっとも近い幕府徳政の事例である。

この当時、畿内近国を支配していたのは將軍足利義輝を擁する三好長慶であった。しかし同年三月五日、和泉久米田合戦で長慶方が畠山高政軍に敗れると畿内情勢は一気に緊張し、長慶方は京都を放棄して勝龍寺城を中心とする西岡地域に退き、義輝も石清水八幡宮（八幡市）に移された。勝軍地蔵山城や北白川方面で入洛の機会を

付 表

月・日	畿内周辺の戦況	徳政・一揆関係
9. 12	朝倉義健方(浅井氏・一向一揆などをふくむ)が堅田へ進出し、京中騒動。本願寺・一向一揆が野田・福島城を包囲中の足利義昭・織田信長方を攻撃〔言・二・信〕	
20	朝倉方が坂本・大津へ進出。森可成(信長方、宇佐山城主)が戦死〔言・兼〕	
21	朝倉方が山科・醍醐・伏見・鳥羽に放火。「山崎辺」でも「火手合申」す。南山城の「諸年人」が「悉取出、京都へ手遣」するという風聞。明智光秀・村井貞勝・柴田勝家らが摂津より播磨〔言・兼・尋・信・護国寺文書〕	
22	幕府奉公衆が「東之山上」まで打廻(示威行動)〔言〕	
23	朝倉方が勝軍地蔵山城から白川・清水山付近に進出。義昭・信長が野田城等の囲みを解き播磨。山中越(白川へ志賀聞)対鎖を指令〔言・兼・尋〕	幕府徳政令発布〔龍安寺文書〕
24	信長が坂本へ進出。朝倉方は青山・壺笠山(白川へ坂本間の白鳥越を扼す)に籠城。奉公衆・信長方は朝倉方の洛北への進出に備え、一乗寺・北白川付近に出兵〔言・兼〕	「東辺」で一揆がおこり「騒動」〔言〕
25	朝倉方が白川付近に放火。信長方・奉公衆らが勝軍地蔵山城・八瀬付近に布陣。反信長方が丹波から嵯峨辺近辺に進出〔言・中・信〕	
(この頃)	上京中(都市共同体)が濫坊狼藉停止の禁制を浅井長政に申請し獲得〔室町頭南半町文書〕	
10. 3	高野蓮美坊ら(信長方)が比叡山西塔を奇襲・放火。朝倉方も「山中半分計」を放火?〔言〕	
4	紫裏六町町民が内裏に避難。夜、比叡山上に火の手〔言〕	西岡一揆がおこり、「東之山下」へ約千人が発向し鯨波の声。武家徳政による〔言〕
7		一揆が下京金屋蔵を攻め破り死傷者〔言〕
9		幕府が等持院に徳政免除〔等持院文書〕
11	三人衆方が宇治辺に陣取〔二〕	「西岡方々一揆」が2・3千人で北白川まで打廻、鯨波の声〔言〕
13	山城普賢寺谷に「牢人衆」(＝三人衆方、南山城の国人衆)が入城〔二〕	
15	八瀬において、摂津福島の三人衆方から青山の朝倉方への密使が拿捕される〔言〕	
19		一揆が「東山辺」に出て鯨波の声〔言〕
20	朝倉方が一乗寺・高野・松ヶ崎に進出・放火。奉公衆が防戦のため勝軍地蔵山城付近に進出〔言〕	
21	これ以前に宇治まで出陣していた奉公衆が播京。三人衆方が御牧城奪取〔言〕	
22	奉公衆・尾張衆・木下秀吉が御牧へ出陣。御牧城落城〔言・史料2〕	
23	秀吉が開陣し播京。下津屋・御牧以下三人が降参〔言〕	
24	秀吉が志賀の信長のもとへ〔言〕	
11. 10	義昭方が「東へ」進出し一乗寺付近?で合戦〔言〕	
11		(これ以前)徳政を求める一揆が石清水八幡宮に閉籠のところ、土倉方の攻撃によって流血し、社中触穢。神火を消す〔言・兼〕
21	近江六角承禎が信長と和睦〔言〕	幕府が光源院に徳政免除〔光源院文書〕
25		信長が賀茂郷に徳政免除〔賀茂別雷神社文書〕
26	朝倉義景軍が堅田で信長方を破る。勝軍地蔵山城の信長方は大原へ陣替〔言・兼〕	
28	義昭が志賀へ赴き、和睦交渉〔言・中〕	
(この頃)		信長が大徳寺に徳政免除〔大徳寺文書〕
12. 2		木下秀吉が広隆寺に、和田惟政が大山崎に徳政免除。稲葉一揆(信長家臣)が妙蓮寺に、一揆の徳政要求に応じないよう命ず〔広隆寺文書・離宮八幡宮文書・妙蓮寺文書〕
4		(これ以前)徳政一揆の攻撃を避け、太宰に4・5百人が籠もっていたが、普賢長頼(信長側近)・秀吉の尽力で解決〔言〕
10	信長方と朝倉方の和睦成立〔言〕	
14	信長が志賀を陣払いし近江永原城へ〔言〕	
15	朝倉方が信長方と人質を交換し、青山を陣払い。義昭は志賀より播京〔言〕	
18		信長が上醍醐寺に徳政免除〔三寶院文書〕
28		龍安寺が徳政免除獲得のため?出金〔龍安寺文書〕

松井家文書三題

一三三

出典略号……〔言〕言継御記、〔兼〕兼見御記、〔二〕二条妻衆記、〔尋〕尋憲記、〔中〕中山家記、〔信〕信長公記

うかがっていた近江六角氏（反長慶方）の軍勢が、これに代わって京中に侵入してきたのである。

こうした時に幕府が発したのが三月十日付の幕府奉行人奉書である。ここでは、石清水八幡宮に動座した義輝に「忠節」をつくすなら、徳政の「高札」を打つと幕府が「城州西岡諸郷中」に誓っている。²⁷南北挾撃の危機に陥った義輝・長慶方が、西岡地域の国人衆を味方につけるための起死回生の徳政令であったといえよう。²⁸

この永祿五年の状況は元龜元年に酷似している。義昭・信長方は、近江方面から侵入を企てる優勢な敵方（朝倉・浅井など）を京都の北東方面にかかえ、また自らを追って摂津・河内方面の敵方（三人衆・一向一揆など）が山城に侵入してくる可能性も高かった。こうした事態に直面して、將軍「御被官人」の伝統を誇る西岡国人衆の歡心をかうことは、義昭方にとって有効な戦略であつたろう。それ故、帰洛するやいなや幕府は徳政令を發布し、西岡の国人一揆もそれに応じて長駆、洛北に進軍し、鯨波の声をあげて比叡山中の朝倉方を威嚇したのである。²⁹

こうした経過を念頭におけば、史料2で和田惟政から加勢を期待された「一揆共」の正体は明らかであろう。すなわちそれは、二日前の十九日まで「東山辺」で鯨波の声をあげていた、御牧からは淀川（宇治川・桂川）をはさんだ対岸に位置する西岡の国人一揆だったのである。

義昭・信長の上洛後、西岡国人衆が複雑な行動をとっていたことについては史料1のところで関説したが、勝龍寺城の細川藤孝は上洛直後から国人衆の一部を与力として編成していた。³⁰しかし、この緊急事態に際しては、そうした正規の軍事編成は用をなさなかった。徳政令発布という中世的な利益誘導策によって一揆を蜂起させる形で国人衆の援軍を得なければならなかった点に、当該段階における義昭・信長方、すなわち細川藤孝の限界性と西岡国人衆の自律性を看取することができよう。

だが、いったん出された徳政令は権力の思惑を越えて一人歩きしはじめる。下京の土倉を攻め破ったり、徳政一揆を求めて石清水八幡宮に閉籠したりしたのは、西岡国人衆ではなくむしろ一般の一揆民衆であつたろう。徳政一揆を求める民衆の志向は、義昭・信長方が軍事的危機を乗り切つた十二月になつても衰えず、妙蓮寺や太秦に対して圧力をかけつづけていたものと思われる。

とはいえ、京都ならびにその周辺で徳政一揆が盛り上がりをもせたのはこれが最後であつた。³⁰ 統一政権の強大化は、やがて西岡国人衆の自律性を奪い、徳政一揆のような「社会的混乱」を許さなくなつてゆくのである。³¹

史料3 細川藤孝・佐久間信盛・荒木村重運署書状写

御無事之儀相濟、^(先カ)□以珍重候、然者、^{(上野中務大輔兼致(真木嶋玄蕃頭昭光)}上中・真木玄、^(可カ)人質向人取替□申候、其上、各参会可申候、被差急御

調儀專一候、恐々謹言、

○^(元)四月
卯月六日 村重判

^(荒木信濃守) 荒信
^(佐久間右衛門尉) 佐右

信盛判

^(曾我兵衛頭助兼) (細川兵部大輔) 曾曾兵
^(松田豊後守頼隆) 細兵

藤孝判

^(尾カ) 松豊

□加

^(尾カ) 御宿所

元龜四年二月以降、足利義昭と織田信長の対立が表面化した。三月二十九日には、信長が美濃から上洛し、細川藤孝と荒木村重は信長を逢坂（大津から山科へ越える峠道）に迎えている。信長はくり返し和平の提案を行ったが、これを拒否して將軍御所に籠ったままの義昭に業を煮やした信長は、四月二、三日に洛外の村々を、四日には上京の町を焼き討ちにした。

信長の強行策に動揺した義昭方がいつ和平交渉を開始したかは不明であるが、信長自身の記すところでは、四日の夕方から「無為之儀」の「御扱」がはじまったという。³³『兼見卿記』によると、翌五日には、二条晴良ら勅使が知恩院にいた信長のもとに派遣され、和議をすすめている。そして七日になって、和平締結のため、信長名代の織田信広（信長の異母兄）・佐久間信盛（信長の重臣）・細川藤孝らが二条城に義昭を訪れ対面した。一応の和平の締結を確認した信長は、はやくも八日には京都を離れ、近江へ向かった。

その後も、京都では義昭が御所の修築をつづけるなど不穏な情勢がつづいていたが、同月二十七日から二十八日にかけて、信長方の佐久間信盛・滝川一益らと義昭方の一色藤長・上野秀政らの間で起請文がとり交わされ、最終的な和平がととのったのである。³⁴

従来は、主に、『兼見卿記』によってこの間の和平交渉の経過が叙述されてきた。また信長方と義昭方の交渉を直接的に示す文書史料としては、二十七、八日の起請文がしられるにすぎなかった。そうした中で、史料3は全く新出の史料であり、興味深い事実を伝えている。

差出の三人のうち、佐久間信盛は織田家の重臣であり、畿内・近江戦線を中心に活動していた。細川藤孝と荒木村重は六日前、逢坂で信長の入京を迎えた時、初めて正式に信長のもとに帰参したばかりの武将である。藤孝は西岡国人衆のまとめ役であるとともに、ひと月前までは義昭の家臣であった。村重は摂津池田氏の一家臣にす

ぎなかったが、実力をもって摂津東半を切り従え、上落してきた有力者であった。

洛中洛外焼亡という混乱の中でこの三人が信長方の代表となったことにどれほどの必然性があったのかはわからない。だが、織田家の譜代のみならず、旧幕臣やこれまで幕府を支えてきた西岡・摂津国人衆の「代表」が顔を揃えることによって、義昭方に反抗の無理を悟らせる効果はあったものと思われる。翌日の二条城における直接交渉にあたっては、これに信長の一族（信広）が加わった³⁵。しかし、最終的な和平を保障する二十七日の起請文では、佐久間の他に柴田勝家や滝川一益など織田家の重臣のみの連署となっている。

一方、宛先の三人のうち、曾我助乗は義昭の側近であり、松田頼隆は幕府奉行人の中の重鎮であった。三人目の人物が特定できないため問題も残るが、幕府・義昭方の公・私の代表者を選んだとみることができよう。

本文の示すところによれば、義昭方では上野秀政・真木嶋昭光³⁶という二人の側近が人質となり、信長方の人質二名と取り替えることによって相互に安全を保障し、「参会」することに決まったという。ここでいう「参会」とは翌七日の信広以下の二条城訪問をさす。本文書は上京焼討後、信長方と義昭方の間でかわされた、もっとも初期の交渉内容を示していることになるのである。

以上、「松井家文書」にふくまれる三通の古文書を取りあげて、その歴史的意義を紹介してきた。考察に不分な点も多いと思われるので、読者諸賢の御叱正をたまわれれば幸甚である。

(1) 松井家文書は現在、財団法人松井文庫（八代市）が所有し、八代市立博物館によって整理中である。本稿では、東京大学史料編纂所が一九六六年に撮影した同文書の写真版（長岡京市史編さん室架蔵分）を利用し、同編纂所が作成した文書目録の番号等を付す。原本照合については他日を期したい。

なお、元龜年間、細川藤孝に仕えていたのは松井康之であった。康之は、山城国出身の元幕臣というが、藤孝に属してから頭角をあらわし、細川家の重臣としての地位を確立していった人物である。今回、紹介する三通の史料は、いずれもそうした康之の地位に应じて松井家に入ったものであろう。

(2) 写真帳番号七七〇三四、頁数七三。なお、同文の別の写がある（写真帳番号八三〇五五、頁数一三四）。

(3) 史料1と史料3の料紙に残るシミの形が全く一致している。

(4) 細川藤孝から光尚までの四代にわたる伝記で、安永年間（十八世紀後半）に完成。家中諸家の史料を広く蒐集・編纂しており、『細川家記』ともよばれる。土田将雄「細川幽斎伝記の編纂について」（『上智大学国文学論集』五、一九七一年）参照。本稿では、石田晴男・今谷明・土田将雄編『綿考輯録』一（出水叢書1、汲古書院、一九八八年）によった。

(5) 「曾我系図」（『統群書類従』巻第四百十六）。

(6) 『奈良県史』十一（大和武士）（朝倉弘著、名著出版、一九九三年）参照。松永久秀が弾正忠から山城守になるのは、永祿十二年四月（『二条宴乗記』同月二十四日条）。なお、次に久秀が義昭方に転じるのは、元龜四年のことである。

(7) 同右『奈良県史』参照。

(8) 朝尾直弘「織豊期の堺代官」（『將軍権力の創出』、岩波書店、一九九四年）。

(9) 『細川両家記』。

(10) 『多聞院日記』同日条。

(11) 神田千里『信長と石山合戦』（吉川弘文館、一九九五年）。

(12) 『顕如上人文案』。

(13) 『細川両家記』。

(14) 『言継卿記』同日条。

(15) 拙稿「中世西岡の終焉と細川藤孝」（『長岡京市史』本文編一、一九九六年）。

(16) 『革嶋家文書』「源家革嶋之伝記」（『資料館紀要』（京都府立総合資料館）六、一九七八年）。

(17) 『言継卿記』同日条。

(18) 写真帳番号八三〇五三、頁数一三三。

(19) 御牧城は久御山町西一口字古城いちもらぎに比定され、三方を巨椋池の池水に囲まれた半島状地形の先端に位置する天然の要害であった（『日本城郭大系』11〈京都・滋賀・福井〉「西一口城」の項、新人物往来社、一九八〇年）。

(20) 翌二十二日付「細川藤孝書状写」（『松井家文書』写真帳番号八三〇五四、頁数一三三）では、前日の合戦の経過を「越川、和田相談、御牧外横乗入」と説明しており、和田・細川軍は淀城あたりから川を越えて御牧城を攻撃したのだろう。

(21) 十月十三日には普賢寺谷に三人衆方が入り、大和・京都間の交通を遮断している（『二条宴乗記』同日条）。なお普賢寺は石成友通の所領であった（奥野高広『増訂織田信長文書の研究』補遺一二二）。

(22) 三淵藤英は元龜三年九月以降、伏見城主であることが確認される（『兼見卿記』）が、このときすでに真木嶋からは至近の伏見に居城していたと推定される。

(23) 『言継卿記』十月二十二日条。

(24) 『綿考輯録』は「一揆共も出候へと申触候」とするが、文意に違いはない。

(25) 中村『土一揆研究』（校倉書房、一九七四年）。

(26) 義昭・信長権力の苦しい立場を見すかして、徳政一揆が氣勢をあげたとみることも可能であるが、こうした理解についても再考の余地がある。

(27) 『蜷川家文書』七七一（大日本古文書）。

(28) 幕府・三好方の徳政令に対抗するためか、六角氏も三月一八日付で徳政令を出している（『蜷川家文書』七七二）。

(29) 『革嶋家文書』三（『資料館紀要』（京都府立総合資料館）五、一九七七年）。

(30) この後も徳政令が発せられたことについては、下村信博『戦国・織豊期の徳政』（吉川弘文館、一九九六年）参照。

(31) 稲葉一鉄（良通、信長家臣）は、洛中の妙蓮寺に対し、一揆の徳政要求に応じないように命じた書状の中で、「天下之案否、此時ニ候処、か様之猥儀、無是非題目、無念之至ニ候」（『妙蓮寺文書』（同年）十二月二日付）と述べている。「天下」の安定に絶対的価値を認め、「猥儀」（『徳政要求』を厳しく否定する一鉄の言葉は、統一権力の意志を正しく代弁しているといえよう。

(32) 写真帳番号七七〇三五、頁数七四。

(33) 『古文書纂』卅五「織田信長書状(徳川家康宛)」(『増訂織田信長文書の研究』三六七)。

(34) 『和簡礼経』下(『増訂織田信長文書の研究』三七二)。「兼見卿記」同月二十七日条。

(35) 『兼見卿記』の記事には、將軍御所訪問者の中に荒木村重の名がみえないが、書き落しとの可能性もあろう。

(36) 本文書は真木嶋昭光の初見史料でもある。「宇治をめぐる人々」(宇治市歴史資料館、一九九五年)「槇島昭光」の項参照。

(補註1) 田中克行氏によれば、「東山十郷」とは白川・田中・浄土寺・吉田以下の諸郷であるという(「村の『平済』と戦乱・徳政一揆」、『史学雑誌』一〇二一六、一九九三年)。

(補註2) 九月二十三日付の徳政令(『龍安寺文書』)が、第四条でわざわざ「八幡・山崎」にのみ徳政令適用を指示していることも、この徳政令が両都市に近い西岡を対象としていることを示唆する。